

青森県報

第二千二百八十五号

平成十六年
二月六日
(金曜日)

目次

告 示

生活保護法による介護機関の指定……………	(健康福祉課) …… 一
右 同……………	(同) …… 二
道路の区域の変更……………	(道路課) …… 二
道路の供用の開始……………	(同) …… 四
公 告	
公的個人認証サービス青森県認証局及び公的個人認証サービスフリッジ認証局が発行する自己署名証明書のフィンガープリント……………	(情報政策課) …… 四
特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告……………	(文化・スポーツ振興課) …… 四
大規模小売店舗の新設に関する届出……………	(経営振興課) …… 五
肥料登録の有効期間の更新……………	(構造政策課) …… 六
県営土地改良事業計画の決定……………	(農村整備課) …… 六
県営土地改良事業計画変更の決定……………	(同) …… 六
公安委員会	
型式の検定適合遊技機……………	(生活安全課) …… 七

告

示

青森県告示第六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	居宅介護事業者		名称	所在地	指 定 日
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類			
有限会社 じり苑	青森市大字野尻 字今田五八の一	訪問介護	ヘルパース のじり	青森市大字野尻 字今田五八の一	平成 一六・一・七
医療法人 光和会	むつ市新町一〇 の四六	通所介護	むらなか スイ・サ ービ	むつ市新町一〇 の四六	一五・二・一
有限会社 ポータル ホール	南津軽郡大鰐町 大字八幡館字豊 田八の一五	痴呆対応 生活介護	グルー プハ ール	弘前市大字中崎 二丁目二六〇の 二	一五・三・一
社会福祉 法人一 葉会	弘前市大字福村 八幡新館添五〇 の八	〃	グルー プは るな	弘前市大字自由 の丘三丁目一五 の九	〃
有限会社 ほお ずき	八戸市大字是川 字転道平一の二	〃	グルー プほ おず	八戸市是川一丁 目一の一	〃
有限会社 博愛会	五所川原市大字 一沙門字上熊石 一三の一八	〃	グル ム 毘 沙 門	五所川原市大字 一沙門字上熊石 一三の一八	一五・二・三
有限会社 佐々木 アサ ビス	西津軽郡稲垣村 大字豊川字初瀬 山九の一	〃	グル ム 佐 々 木	西津軽郡稲垣村 大字豊川字初瀬 山九の一	一六・一・九
社会福祉 法人 人恵心 会	三戸郡三戸町大 字斗内字和田六 〇の一	〃	グル ム し ろ や	三戸郡三戸町大 字梅内字萩一 六二の八	一五・三・一

青森県告示第六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十六年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人藤仁会	株式会社草菴	有限会社のじり苑	名称	居宅介護支援事業者	居宅介護支援事業所	指定期間
上北郡天間林村大字天間館字道ノ上六三	弘前市大字城東二丁目二の六	青森市大字野尻字今田五八の一	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所のじり	青森市大字野尻字今田五八の一	平成 一六・一・一七
居宅介護支援事業所えほし	株式会社草菴	弘前市大字城東二丁目二の六	名称	居宅介護支援事業所	所在地	一六・一・一五
上北郡野辺地町字川目八八の一	居宅介護支援事業所えほし	上北郡野辺地町字川目八八の一	名称	居宅介護支援事業所	所在地	一五・一・一六

青森県告示第六十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年三月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	弘前鰯ヶ沢線	西津軽郡鰯ヶ沢町大字南浮田町字金沢街道ノ沢九三の五から 西津軽郡鰯ヶ沢町大字南浮田町字美ノ捨五三の一まで	前 二〇・九八メートルから 後 二六・〇〇メートルまで	二七二・五〇メートル		
2	県道	八戸階上線	三戸郡階上町大字道仏字浜久保一四の二八から 三戸郡階上町大字道仏字浜久保一四の二四二まで	前 一〇・五二メートルから 後 一一・三〇メートルまで	二五四・〇〇メートル		
3	国道	三三三八号	むつ市大字城ヶ沢字角違一七の一から むつ市大字城ヶ沢字下川迎五の三まで	前 四・四〇メートルから 後 二七・〇〇メートルまで	一六〇・〇〇メートル		

8			7			6			5						4					
県			県			県			県						県					
道			道			道			道						道					
五所川原岩木線			小国本町線			町居平賀停車場線			吹上金屋黒石線						むつ尻屋崎線					
北津軽郡板柳町大字五幾形字富田三一の一から 北津軽郡板柳町大字福野田字増田五五の二まで			北津軽郡板柳町大字五幾形字富田二五の二から 北津軽郡板柳町大字福野田字増田五五の二まで			南津軽郡平賀町大字新館字藤巻七〇の三から 南津軽郡平賀町大字新館字藤巻三三三の一五まで			南津軽郡平賀町大字町居字山元九七の一から 南津軽郡平賀町大字町居字山元二六一の一まで			南津軽郡平賀町大字新館字藤巻三九の五から 南津軽郡平賀町大字新館字後野九一の一まで			南津軽郡平賀町大字新館字藤巻五〇の一から 南津軽郡平賀町大字新館字藤巻三九の五まで			下北郡東通村大字岩屋字往来一五三の四〇から 下北郡東通村大字尻屋字八峠二の五まで		
後	後	前	後	前	後	前	後	前	後	後	前	後	前	後	後	前				
五二・〇〇メートルから 六一・〇〇メートルまで	二七・〇〇メートルから 三七・〇〇メートルまで	一八・五〇メートルから 二六・〇〇メートルまで	一七・〇〇メートルから 二二・〇〇メートルまで	一〇・五〇メートルから 一八・五〇メートルまで	二四・八〇メートルから 三〇・〇〇メートルまで	一三・五〇メートルから 二〇・〇〇メートルまで	四一・八〇メートルから 五五・〇〇メートルまで	八五・〇〇メートルから 一〇〇・〇〇メートルまで	二〇・一〇メートルから 二四・一〇メートルまで	九五・〇〇メートルから 一〇〇・〇〇メートルまで	九五・〇〇メートルから 一〇〇・〇〇メートルまで	三四・五〇メートルから 四五・五〇メートルまで	一四・七〇メートルから 二〇・七〇メートルまで	九七・〇〇メートルから 一二・四〇メートルまで	九七・〇〇メートルから 一〇七・〇〇メートルまで	九七・〇〇メートルから 一二・四〇メートルまで				
五、四九五・〇〇メートル	三、一三四・〇〇メートル	三、一三四・〇〇メートル	二五五・〇〇メートル	二五五・〇〇メートル	一一〇・〇〇メートル	一一六・〇〇メートル	一、〇六六・二〇メートル	一、〇八一・五〇メートル	九四・〇〇メートル	一三三・〇〇メートル	一三三・〇〇メートル	二七四・〇〇メートル	二八〇・〇〇メートル	四、〇四三・〇〇メートル	四、〇六七・〇〇メートル	四、〇六七・〇〇メートル				

青森県告示第六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十六年三月五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十六年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 弘前鰯ヶ沢線	西津軽郡鰯ヶ沢町大字南浮田町字早稲田三二から 西津軽郡鰯ヶ沢町大字舞戸町字鴎戸三八六の一まで	平成一六・二・一六
国道 三三八号	むつ市大字城ヶ沢字角違一七の一から むつ市大字城ヶ沢字下川迎五の三まで	"
県道 五所川原岩木線	北津軽郡板柳町大字石野字田每七五から 北津軽郡板柳町大字赤田字田川二一まで	"

公 告

公的個人認証サービス青森県認証局及び公的個人認証サービスプリッジ認証局が発行する自己署名証明書のフィンガープリント

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）に基づく認証業務において公的個人認証サービス青森県認証局が発行する自己署名証明書（以下「青森県知事の自己署名証明書」という。）及び公的個人認証サービスプリッジ認証局が発行する自己署名証明書（以下「プリッジ認証局の自己署名証明書」という。）のフィンガープリントを次のとおり公告する。

平成十六年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 1 青森県知事の自己署名証明書のフィンガープリント
青森県知事の自己署名証明書に関し、次の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フィンガープリント
SHA 1	99F9 88F0 43D5 D704 7907 7ABA F88B 2357 9D27 BC03
MD5	CE : E2 : 65 : 8B : 80 : 71 : 3C : 9A : 66 : 45 : 53 : 21 : 71 : C2 : E9 : 0F

- 2 プリッジ認証局の自己署名証明書のフィンガープリント
プリッジ認証局の自己署名証明書に関し、次の表の左欄に掲げるハッシュ関数により算出したフィンガープリントは、同表の右欄に掲げるとおりである。

ハッシュ関数	フィンガープリント
SHA 1	2DFF 6336 E33A 4829 AA00 9F01 A180 1EE7 EBA5 82BB
MD5	28 : ED : E6 : FC : 07 : 62 : B6 : 1E : F6 : 1C : 3E : 70 : 07 : 9A : 0F : D1

- 3 SHA 1又はMD5により算出したフィンガープリントは、それぞれ40桁又は32桁の16進数であり、「0」から「9」まで及び「A」から「F」までの文字の組合せで示される。ただし、フィンガープリントを表示するソフトウェアの種類又はバージョンにより、大文字又は小文字の相違、「:」又はスペースの付加等表示方法が異なることがある。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十六年一月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ネットワーク二十一

三 代表者の氏名

中村 茂

四 主たる事務所の所在地

青森市茶屋町三の二一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、諸外国との国際交流やスポーツの交流に関する事業を行うことにより、地域の国際交流に役立つ社会づくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

県庁生協つくた店

青森市中佃二丁目一九の二三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県庁消費生活協同組合

青森市長島一丁目一の

理事長 井筒智義

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森県庁消費生活協同組合

青森市長島一丁目一の

理事長 井筒智義 外五者

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十六年九月二十八日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、七九九平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

一五一台（位置は、届出書添付図面のとおり）

2 駐輪場の位置及び収容台数

四八台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積

一一六平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

一七立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前九時（年間五日午前七時）

閉店時刻 午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時五十分（年間五日午前六時五十分）から翌午前零時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

二か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十六年一月二十七日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所

2 期間

平成十六年二月六日から同年六月六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで
 ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。
 十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十六年六月六日

2 提出先

青森県商工労働部経営振興課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

肥料登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により平成十六年一月二十八日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成十六年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第三〇三三号	肥料の種類 副産石灰肥	肥料の名称 五〇副産石灰	保証成分量 (パーセント) アルカリ 五〇・〇	その他の規格 公定規格のとおり	生産業者の氏名又は名称及び住所 キューピータマゴ株式会社 東京都調布市 五仙川町二丁目
-------------------	----------------	-----------------	----------------------------------	--------------------	--

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、黒

石・川部地区の県営土地改良事業(一般農道整備事業)計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年二月九日から同年三月八日まで

三 縦覧の場所

黒石市役所

田舎館村役場

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、上吉田地区の県営土地改良事業(一般農道整備事業)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十六年二月六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十六年二月九日から同年三月八日まで

三 縦覧の場所

六戸町役場

公安委員会

青森県公安委員会告示第六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十六年二月六日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CR暴れん坊將軍R	株式会社藤商事
"	CR熱湯ルーレット JX	株式会社エース電研
"	CRバニーガールXJ2	株式会社平和
"	CRバニーガールZJ2	"
"	CRバニーにおまかせ3	株式会社銀座
"	CRバニーにおまかせ5	"
回胴式遊技機	フラワートンゴクト 30	株式会社オイズミ
"	フラワートンゴクト	"
"	マリパンニック	アビリット株式会社
"	デスパレー	"

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭